

録音図書の貸出に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、録音図書の貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 ここで定める録音図書とは、サピエ図書館からダウンロードしたデジタル図書をはじめとする、視覚障がい等により印刷された資料を読むことが困難な方を対象に利用が認められた資料をいう。

(対象利用者)

第3条 録音図書を利用できる者は「境港市民図書館の利用に関する要領」第5条により個人貸出、団体貸出の利用登録を受けた者で、貸出申込書裏面の録音図書等貸出利用者登録確認項目のうち一つでも該当する項目がある利用者とする。

(利用申込)

第4条 録音図書の利用を希望する者は「録音図書貸出申込書」(別紙様式1)を館長に提出しなくてはならない。

(貸出)

第5条 録音図書の貸出方法は以下の通りする。

(1) 録音図書再生機(携帯プレイヤー、もしくはプレクストーク)での貸出。

(2) CD-ROMでの貸出。

2 録音図書再生機での貸出を行う場合には「録音図書貸出票」(別紙様式2)を添えて貸出する。

3 CD-ROMでの貸出を希望する場合、プレクストークを合わせて貸出することができる。

4 貸出点数は、再生機器に入れた録音図書を含め10点までとし、貸出期間は個人貸出については2週間、団体貸出については1カ月とする。

(録音再生機器の弁償)

第6条 故意又は過失により、録音図書再生機を破損した場合は、利用者に、弁償、もしくは修理代等の負担を求めるものとする。

附則

この要領は、令和4年7月8日から施行する。